

令和2年5月15日
経済商工観光部

緊急事態宣言相談ダイヤルについて

4月18日に開設した「緊急事態宣言相談ダイヤル」について、宮城県は国の緊急事態宣言の対象区域外となりましたが、協力金や緊急経済対策に関する相談が多く寄せられているため、引き続き相談ダイヤルを開設し、相談の受付を行います。

記

- ・ 受付時間 平日の午前9時から午後6時まで
- ・ 電話番号 022-211-3332（※これまでと同じ電話番号です）

<参考>

○相談件数の推移（延べ）

	4/18(土) ～ 4/28(火)	4/30 (木)	5/1 (金)	5/6 (水)	5/7 (木)	5/8 (金)	5/11 (月)	5/12 (火)	5/13 (水)	5/14 (木)	計
相談 件数	5,549	318	293	365	538	272	244	201	192	156	8,128

○主な相談内容

- ・ 施設使用制限, 協力金について
- ・ 緊急経済対策について
(国の持続化給付金及び特別定額給付金など)
- ・ 外出自粛要請について
- ・ 感染予防, 健康状態について
- ・ イベント制限について